

稚内市旅先納税 加盟店募集要綱

1 目的

稚内市では、稚内市滞在時又は訪問前に気軽にスマートフォンからふるさと納税を申し込むことが可能なサービス（以下「旅先納税」という。）を開始する。返礼品は市内事業者で利用できる利用チケットとし、寄附された市外在住の方が、実際に稚内市を訪れていただくことで、市内での消費喚起、交流人口の増加、市内事業者の活性化を図ることを目的とする。

2 サービス概要

- (1) 旅先納税利用者は、旅先納税専用の Web サイトからふるさと納税を行い、返礼品として利用チケットを取得する。
- (2) 取旅先納税利用者は、取得したチケットを自身のスマートフォンで表示させ、旅先納税加盟店に掲示された決済用 QR コードを読み取り、支払金額を入力する。
- (3) 取旅先納税利用者と加盟店の双方で、金額・店名を確認し、決済を行う簡易、迅速な内容となっている。

3 参加資格・条件

参加資格・条件については、以下の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 稚内市旅先納税（e 街ギフト）加盟店規約に同意したもの
- (2) 総務省がまとめたふるさと納税返礼品の地場産品基準に該当する商品・サービスを提供しているもの
- (3) 市外の店舗にて旅先納税の使用を制限できるもの
- (4) 各種法令、条例等に適した業務を行っているもの
- (5) 個人情報の取扱いを厳重に行うことができること
- (6) 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に指定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

4 返礼品の概要

旅先納税の返礼品としての電子商品券の概要は以下のとおりとします。

- (1) 使用期間：2025 年 7 月 1 日から
- (2) 取扱ギフト種類：7 種類の電子クーポン（1 円単位で使用できるものとする。）を用意
 - ア 1,500 円分（5,000 円以上の寄附で付与）
 - イ 3,000 円分（10,000 円以上の寄附で付与）

- ウ 15,000 円分 (50,000 円以上の寄附で付与)
- エ 30,000 円分 (100,000 円以上の寄附で付与)
- オ 90,000 円分 (300,000 円以上の寄附で付与)
- カ 150,000 円分 (500,000 円以上の寄附で付与)
- キ 300,000 円分 (1,000,000 円以上の寄附で付与)

5 精算サイクル

月に 1 回締日（原則月末締め）を設け、その日までの間に到着した取引データをもとに、月に 1 回（締日の翌月末日。末日が土日祝日の場合は、前営業日）に指定口座へ売上金を振り込むものとする。

6 加盟店登録申請について

加盟店登録希望者は、次の申請関係書類 3 点を、旅先納税事務局（株式会社スプレス）まで E メールまたは FAX で提出すること。

- (1) 加盟店誓約書兼申込書
- (2) 換金振込先の口座を確認できる書類（通帳のコピーなど）
- (3) 店舗や商品など、加盟店一覧に掲載する画像データ

※運用準備（旅先納税システムや QR コード等のセットアップ等）に 2～3 週間程度の時間を要する点に留意の上、申請手続きを行うこと。

※「3 参加資格・条件」を確認の上、申請手続きを行うこと。

【提出先】 旅先納税事務局（株式会社スプレス）

- E メール：souplesse-op@souplesse.jp
- F A X：011-807-7714

7 その他

この要綱に定めるもののほか、旅先納税に関し必要な事項は、稚内市が別に定める。